

平成30年 第2回定例会
総務文教常任委員会会議録

長 与 町 議 会

平成30年第2回長与町議会定例会総務文教常任委員会会議録（第1日目）

本日の会議 平成30年6月11日

招集場所 長与町議会議場（第1委員会室）

出席委員

委員 長	岩永政則	副委員長	分部和弘
委員	浦川圭一	委員	中村美穂
委員	金子恵	委員	喜々津英世
委員	山口憲一郎	委員	堤理志

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	谷本圭介	課長補佐	細田浩子
--------	------	------	------

説明のため出席した者

総務部長	山本昭彦		
(総務課)			
課長	荒木秀一	係長	関口直人
主事	市川雄也		

企画財政部長 久保平敏弘
(政策企画課)

課長	荒木隆	課長補佐	福本美也子
----	-----	------	-------

係長 尾田光洋
(財政課)

課長 田中一之

建設産業部長 緒方哲
建設産業部理事 中嶋敏純
(産業振興課)

参事	川内佳代子	課長補佐	久松勝
係長	山口亮		

(土木管理課)

課長 中尾盛雄
係長 山下泰明

課長補佐 田中廣幸
係長 濱中章

教育委員会次長 森川寛子
(学校教育課)

教育委員会理事 金崎良一

課長補佐 木須美樹
(教育総務課)

課長 宮司裕子
係長 金子寛之

課長補佐 峰修子
主事 高橋大輔

本日の委員会に付した案件

議案第 40号 長与町いじめ問題対策連絡協議会等条例

議案第 41号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第 46号 平成30年度長与町一般会計補正予算(第1号)

開会 9時39分

散会 14時33分

○委員長（岩永政則委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので本日の総務文教常任委員会を開会いたします。平成30年度第2回定例議会におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第40号長与町いじめ問題対策連絡協議会等条例の件を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

森川次長。

○教育次長（森川寛子君）

皆様おはようございます。本日はよろしくお願ひいたします。それでは議案第40号長与町いじめ問題対策連絡協議会等条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。本議案は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき学校に在籍している児童生徒の心身の健全な成長及び人格の形成並びに尊厳を保持するため、いじめの早期発見、いじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために必要な組織として長与町いじめ問題対策連絡協議会、長与町いじめ等学校問題サポートチーム、長与町いじめ問題調査委員会の3つの組織につきまして新たに条例を定めるものでございます。今回の条例につきましては規則委任は行っておりませんので御了承ください。

説明資料といたしましては、長与町いじめ防止基本方針、それと本条例で設置する3つの組織が分かるように右肩に資料1と書かせていただきました1枚ものの紙、それから平成29年度の生徒指導報告という形で資料をお渡ししております。

それでは条例の内容について説明をさせていただきます。まず、それぞれの組織について理解していただきたいので資料1を用いて説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。まず資料1にありますように、いじめ防止対策推進法に規定されております事項になりますが（1）は国、地方公共団体、学校に義務づけられているいじめの防止等のための基本方針の策定状況を示しています。①が国、それを受けて②が県、それらを受けて③で町の基本方針を策定しております。町の基本方針を受けましてそれぞれの学校で策定をしておる状況でございます。（2）では法律に規定されておりますいじめ防止等のための組織となります。今回条例にてお願ひするのは、地方公共団体が設置する①②⑤となります。まず①は、いじめ問題対策連絡協議会です。これはいじめ防止対策推進法第14条第1項に規定されている事項で、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るために設置することができるとなっております。②はいじめ等学校問題サポートチームです。これは教育委員会の附属機関として設置されるもので、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携のもとにいじめ防止等のための対策を実効的に行うために必要に応じて設置するものです。③は各学校が設置するもので、法律で設置が義務づけられており、既に町内全校で設置をされております。④と⑤については、いじめにより児童等の生命等に重大な被害が生じるなどの重大事態が発生した場合に機能する組織となっております。重大事態発生の流れとしましては、基本方針の22ページをお開きください。重大事態が発生した場合にはまず学校から教育委員会へ

報告があります。その報告を受けた教育委員会は、町長と県の教育委員会へ1次報告を行います。さらに教育委員会は、その事案に応じて学校いじめ対策委員会か、いじめ等学校問題サポートチームかのいずれかに事実関係を明確にするための調査を行わせます。その調査結果を受けた教育委員会は県の教育委員会と町長へ内容の報告を行います。町長がその報告を受け、その報告に係る重大事態への対処や再発防止のために必要があると判断した場合には再調査を実施することができます。その調査を行う機関が⑤のいじめ問題調査委員会となります。完全に第三者として構成される組織となります。そして再調査の結果を受けた町長は、その結果を議会に報告するという流れになっております。

それでは議案の説明に移ります。議案書の1ページ目をお開きください。まず第1章第1条では本条例の趣旨について規定をしております。第2章は長与町いじめ問題対策連絡協議会について規定をしております。第2条は設置について、第3条はその所掌事項を定めております。第4条では組織として委員の定数と委員の委嘱について定めております。なお委員については、いじめ防止基本方針に定めておりますので基本方針の4ページをお開きください。下段の②のところに、いじめ問題対策連絡協議会の構成員ということで書いております。順に読み上げさせていただきます。人権擁護委員、長与地区代表1名、5ページをお願いします。時津警察署生活安全課長、長与町青少年育成連絡協議会長、保護者代表といたしまして長与町PTA連合会会長、長与町校長会長、児童相談所所長、それから役場でこども政策課長、学校教育課長、それから教育委員会の学校運営指導員の9名をいじめ防止基本方針の中で規定をいたしております。今決めておりますのは9名ですが、条例では10名以内と規定をさせていただいております。第5条については委員の任期を2年としております。第6条では会長の職務について。第7条では会議について。第8条では必要に応じて関係者の出席や資料の提出を求めることができる規定です。第9条は協議会の庶務を学校教育課で行うとしております。次に第3章は長与町いじめ等学校問題サポートチームについて規定をしております。同じように第10条では設置を、第11条では所掌事務を、第12条では組織として委員の定数と委嘱について定めております。委員についてはその基本方針の中に規定をしておりますので5ページを御覧ください。中段辺りですけれども(2)②にサポートチームの構成員を記載しております。産業医、臨床心理士、町危機管理専門員、学識経験者、医師となっております。議案に戻っていただきまして、第13条は委員長と副委員長について、第14条では会議について定めております。第15条は準用規定として任期と関係者の出席、庶務についてはいじめ問題対策連絡協議会と同じ規定といたしております。次に第4章では、長与町いじめ問題調査委員会について規定をしております。次のページをお願いします。第16条では設置を、第17条では所掌事務を、第18条では組織として委員の定数と任期について定めています。委員については、基本方針の22ページ、先程見ていただいた重大事態発生の流れのところを見ていただきたいのですが、この下段のところ調査委員会は弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等と

規定をいたしております。これは公平性、中立性の確保ができる方々を選任することとなっております。任期は調査報告終了までとしております。第19条は準用と読替の規定で、第8条の関係者の出席、第9条の庶務、第13条、第14条は準用し、第8条の会長を委員長と、第9条は教育委員会学校教育課を総務部総務課と読み替えるものです。第20条は委任で、この条例に定めるものの他、運営に関し必要な事項はそれぞれの会議に諮って定めるとしてしております。附則では施行日を平成30年7月1日としております。以上、議案の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりました。これから質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。堤委員。

○委員（堤理志委員）

御説明をいただいた中で平成26年に町のいじめ防止基本方針というものができて、その後、恐らく速やかに学校の方の基本指針ができたというふうに思うんですが、今回の議会が平成30年の6月議会ですよね。この間、間があったわけなんです、何かこう促されて作ったのか、ちょっとこの期間的にかなり時間があつたんですが、この辺りの理由からまずお伺いしたいというふうに思います。

○委員長（岩永政則委員）

金崎理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（金崎良一君）

委員御指摘のとおり、このいじめ対策推進法そのものが25年にできておまして、その法の14条第1項に、この対策連絡協議会について置くことができるというふうに規定されております。また基本方針等も定める過程の中でこのような協議会を速やかに置くことも必要だったというふうな御判断かなと思いますが、これを策定するに当たってどのような内容のものが良いかということ熟議させていただきました。その理由としましては、様々ないじめの重大事案が全国で発生をいたしました、第三者会議において、その構成員をどうするかということかなりトラブルが発生をしたかと思えます。そういったところも注視をしながら1番良い形のものを作りたいというふうに思いまして、これぐらいの年度が掛かったということでございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

いろんな検討をしないといけないことがあつたということですね。全国の都道府県の市町村のこのいじめ問題対策連絡協議会を設置した状況というのを、私もちょっと資料見させてもらったんですが、各都道府県、自治体でこの設置状況というのがまばらなんです。長崎県自体も私が持つてる手元の資料では平成27年現在で38%程度だったということで、多い所は6割近く設置している所もあつたわけなんですけれども。状

況としては理解をするんですが。ちなみに県内もやはりこういう長与町と同じような状況なのか、県内でもっと早くこういう対策連絡協議会を設置した状況があったかどうか、この辺りの調査はいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

金崎理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（金崎良一君）

設置の年度については明らかなことを調査をしておりませんのでお答えできませんが、先程委員の方から平成27年の状況ということがございましたが、平成29年9月15日現在で申し上げますと、21市町の中で出来上がってるのが11市町です。10の市と1つの町、新上五島町ですが、ここが作っているというふうな状況で、町としましては長与町が2番目の状況でございます。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

現在の長与町の生徒指導報告ということでいただいたんですけれども、これを実際に29年度の指導報告ということで数字を見ると、かなり想像してた以上に多いのかなと思うんですけれども、これも踏まえて今後の対策を考えての急々な設置のように思えるんですけれども、この事例の中で予算は別として、今回早急に対応するというような事例があるのかどうか、その点はいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

金崎理事。内容も合わせて説明をいただきたいと思います。

○教育委員会理事兼学校教育課長（金崎良一君）

お答えいたします。まずお手元にお示しいたしましたのが、平成29年度の生徒指導報告の一覧表で、上段の方がいじめを月別に集計を上げたものです。そして、この内容等につきましては、まず重大事案についてはゼロ件でございます。概ね内容としましては、冷やかしやからかい、あるいは悪口やおどし文句、嫌なことを言われるという数が多く出ておりました、これが小学校、中学校合わせて15件出ております。あとにつきましては仲間外れ、集団による無視というのが2件、そして、その他がぶつかられたり、あるいは軽く叩かれたりというふうなことであったものについて、これは児童生徒が申告したものをそのままこれに計上させていただいております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

重大事案はゼロ件、無いということですが、いじめ対策委員会サポートチーム、そして調査委員会というふうな流れでいくわけですが、当該児童といえますか、

その親御さん、保護者というものの係わりというのはこの中でどこかであるんですかね。

○委員長（岩永政則委員）

金崎理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（金崎良一君）

お答えいたします。まず保護者が関わる事案としましては、重大事案が発生しまして学校いじめ対策委員会の方には保護者の代表が入るんですが、当該保護者ということでもよろしいですか。これにつきましては、重大事案が発生したケースにおいては、いじめ問題サポートチームの中での聞き取りの対象になるというふうに判断をいたします。他の調査委員会等でも、おおよそ聞き取りの対象になるだろうということが、今までの事例の中では行われております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。他にありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この条例の運用に関わるというか、委員の任期が2年間ということを示されておりますけども、今回この条例の施行日が30年7月1日からということなんですが、この任期についてはもうずっと7月1日で2年間回していくという理解でよろしいでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

金崎理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（金崎良一君）

お答えいたします。条例の中でそういうふうに規定をしておりますので、このままずっとこの任期でいきたいというふうに考えております。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この構成員を見させていただきますと、結構4月1日で人事異動とかで代わられる可能性の方が多いようですので、この4条を見ますと教育委員会が委嘱をするということで、そういう実際の人事異動等を想定しますと、4月に3か月間の委嘱をして、7月にまた2年間の委嘱をするというような、事務的に煩雑になるんじゃないかなと思いますので、できれば最初だけ特例で7月から4月にまとめて、それ以降は4月から2年間というようなそれはもう実際のどちらの運用がしやすいかとか、そこら辺検討された方がいいかなと思うんですがいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

森川次長。

○教育次長（森川寛子君）

御指摘ありがとうございます。それにつきましてはこの条例に定めるもの以外という

形で、運営協議会の方で任期とか会議の方で図って決めるということになっておりますので、そこで特例の任期という形で決めさせていただければと思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

それでいいんですかね。他ありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

先程資料で提出していただいた生徒指導報告なんですけど、ちょっと見させていただいたらですよ、長与小学校が非常に突出してるのかなと思うんですよ。長与小学校は確かに生徒児童数が多いというのももちろんあるかと思うんですけど、それを加味してもかなり件数が多いなという気がいたします。その理由をまずどういうふうに分けてお伺いしたいというふうに思います。

○委員長（岩永政則委員）

金崎理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（金崎良一君）

この件数が多いものは延べ数でございまして、この加害と特定された児童ですが、この児童が複数回いじめに関わってるというふうなところで件数が多くなっております。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

理解しました。ちょっと確認なんですけど、この調査自体が各学校で独自にされるわけなんですけど、あくまでもこれは生徒からの報告等をそのまま素直に書き込んだものであって、例えば特段、学校なり生徒なりがこれはいいだろうと、学校側の独自の判断で削除したりとか、そういったことはなされてないものかですね。要するに学校ごとの判断でばらつきが生じたということではないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

金崎理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（金崎良一君）

今御指摘のことですが、いじめにつきましては本人の申し出あるいは保護者の申し出によるというふうなことがまずいじめの認知のスタートでございまして、そこで数を上げますので学校間のばらつきがあるというふうには考えておりません。

○委員長（岩永政則委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

私もこの生徒指導報告を見させていただいて、いじめの自発的といいますか生徒児童からの申し出、または保護者からということですが、この数については学校の先生の方、指導者の方からこれはおかしいと、そういう声がかもし無かったにしても、そういったも

のは加味されてないということでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

金崎理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（金崎良一君）

いじめの件数の上げ方につきましては様々の発見方法がありまして、1つは先程申し上げた当該児童生徒あるいは保護者からの申し出、あるいは周りの観察から、そして教職員の感じ取り、そういったものを全て含めての数でございますので、先程言葉足らずでしたが、申し出だけではないということで御認識ください。

○委員長（岩永政則委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

分かりました。長与町では重篤な事案は発生していないということでほっとしているところではあるんですが、このような生徒児童からの申し出、また教職員の先生方からの気付き等で、今はそこまで重篤なものが無いから全てにおいて解決に至っているという認識でよろしいのでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

金崎理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（金崎良一君）

全てのケースにおいて完全な解決というふうには考えておりません。心に負った傷というのが癒せるまで、まず今回の法の改正において3か月は見るということふうなことでございますので、例えば2月に起こった事案につきましても、まだ十分な観察が必要だというふうに考えております。ある一定の解決はできておりますが、本人の心が癒えるまでというふうなことで対応は続けてまいっております。

○委員長（岩永政則委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

私はこの条例が設置されるに当たって、長与第二中学校で正式名称は覚えてませんけれども、生徒の方がいじめ対策特別委員会とか学校でそういった子ども達が、まずいじめに対して話し合う機会というのはもうだいぶ前から設置されてると思うんですね。ただ、おっしゃるように簡単に解決することではないし、私が心配してるのは表面上は指導者の方にも分からない、それから本人も言えないというのが、言ってしまうとよく重篤事案になると、親に言うとか親が悲しい思いをするからということで親も気づかないという事例が、これは長与町ではありませんが、そういったことがありますよね。私としては早期に発見して、できるだけそういう心の負った傷というか、よくあるのが中学校でいじめられていたけれども違う環境で高校に行ったら、割と違う環境でお友達も変わってすごく明るく過ごしているという地域の子どもも実際に見ました。でするので、なか

なかいじめを発見すること、それから本人が伝えることも厳しいかと思しますので、この条例を設置するに当たって、今までもずっと指導者の方も学校の先生方も非常に目を光らせてらっしゃると思うんですけども、今一度考える良い機会になったのかなと思っております。その面で、されてると思うんですが、教職員の先生方に対するそういった研修等はあるんでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

金崎理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（金崎良一君）

教職員全員を集めて町で一斉に研修するという機会は設けておりませんが、毎回の校長会でいじめについては、実際に重要に考えて、これに対応するよとということて指示はしてあります。まずいじめがゼロというふうな報告はしないよとというふうなことで話をしてるんです。これは文部科学省からもそういう指示が出てあります。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

条例の方の質疑をさせていただきたいと思います。第3条の所掌事項ということて書いてありますけれども、これを素直に読み解けば、関係する機関とか団体の連絡調整、それから連携の推進に関する必要な事項を協議すると、いわゆる連携とか連絡調整のための連絡協議会というふうには私は受け取るんですが、基本的にはこれでいいのかなという気がするんですよね。というのは、例えばいじめ問題の施策の推進とか、あるいはいじめ問題の現状把握とか分析とか、あるいはいじめの基本方針、これに対する協議会としてのいろんなアドバイスといいますか、考え方をここでまとめていくと、そういう部分が私は連絡協議会としての役割もあるんじゃないかなと。あちこち調べてみるとそれを明確に謳っておる所もあるわけですね。例えば鹿児島県の日置市とかがあるんですが、これだけでいくと何となく連絡調整のための機関ですよとということて考えられるわけですね。協議会があつてサポートチーム、それでも何かあつた時に町長が組織する調査委員会という、こういう3本立てでなつておるわけですけど、1番重要なのは連絡協議会だと私は思つておるんですが、そういう意味で条例としてはこれでいいのか、それをまずお尋ねをいたします。

○委員長（岩永政則委員）

金崎理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（金崎良一君）

第3条につきまして確におっしゃられるようにここをそのまま読みますと、連携の推進というふうなことがテーマになっておりますので、連携だけというような意味合いが大変こう強く感じられるところですね。確かにこの協議会の中でおっしゃられるように、いじめ防止の基本方針であるとか、あるいは各校の取組であるとか、そういったこ

とを協議して未然に防止するというものが目的ですので、そういった機能を持たせるといふうなことは大切なことであるなというふうに御意見を聞いて率直に感じました。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

連携の推進に関する必要な事項を協議すると、この中に包括されますよということであればそれでも構わないわけですが、条例を見るとときに何のための協議会かというのが分かりやすくした方がいいんじゃないかなと思ったんです。そういうことをやっていくということであれば別に構いませんけれども、この3条は所掌事項としてますよね。それ以外のサポートチームとか、例えば第10条では所掌事務、この所掌事項と所掌事務の違いというのは基本的にどういうものがあるのか、そうすると調査委員会の方もこれは準用するということですから多分所掌事務ということになると思うんですが、この所掌事項と所掌事務の違いというのは何なのか、まずお尋ねいたします。

○委員長（岩永政則委員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

お答えをいたします。第3条の見出しの所掌事項というところでございます。こちらのいじめ問題対策連絡協議会、これを規定するに当たりまして、この協議会につきましては、町の事務を執行する機関ではないという法律の位置づけ、それから関係団体との連絡強化、連絡調整を趣旨として設置されるものであるから事項という形での表記をしています。これに対しましてサポートチームそれから調査委員会というのが附属機関になってまいります。こちらは町の事務手続の一部を担当する組織という位置づけのもと、いじめ問題対策連絡協議会との表現の書き分けという形で行っております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

何となく分かったような分からないような気がするんですが、少なくとも連絡協議会、調査委員会が所掌事項ではないかなと、サポートチームは所掌事務でも私はいいと思うんですが、調査委員会も第4条第16条以降、ここも調査事務としてますけれども、これは逆に調査事項ではないのかなという気がするんで、もう一度その整理をしたいと思いますので答弁をお願いします。

○委員長（岩永政則委員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

お答えをいたします。ここに事項という表記をしておりますのが、先程も申しました関係団体との強化、連携強化、連絡調整を趣旨として設置というものでございます。所

掌事務といいますが実際に調査を行っていく、町の代わりに事務を担当していくという趣旨から所掌事務という表記にしておるところでございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

よく分かりました。そこでこの第4条の組織で10人以内ということで、先程、基本方針の中で具体的に名前等も載っておりましたので理解をしましたけれども、10人以内でやるということは理解します。で、第6条に会長ということであります。あとのサポート委員会、調査委員会は、委員長、副委員長を置くというふうにはじめから条例が決められておりますけれども、この第6条は会長だけ決めて、委員の互選で会長を決めると、そして第4項が会長に事故あるときまたは会長が欠けたときはあらかじめ会長の指名する委員が職務を代行すると。10人の所では会長だけ決め、あらかじめ代理を決めるということですから、副会長相当も決められるかもしれませんが一方の5人ずつの委員会では委員長、副委員長も決めとくと、この違いというのは何があるんですか。

○委員長（岩永政則委員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

会長と委員長という表現につきましては、委員会で委員ということで委員長、協議会の会長という表現になっております。こちらの方が第6条で会長を置くということになってます。それから読替規定の中でそれぞれの組織におきましても、設置をした折に委員長というのを置くようになるわけですので、サポートチームに関しても委員長が置かれると。いじめ問題特別調査委員会の方におかれましても設置後に委員長を置き、それを閉じるときには解任をするというような流れになっております。任期の間は委員長、会長等をいずれも置くような仕組みとなっております。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

私が言いたいのは、10人の所で会長だけしか決めとらん、5人の所で委員長、副委員長を決めとくと、この違いは何かと言ったんですが、もう一度お願いします。

○委員長（岩永政則委員）

よく考えてものを言ってくださいよ。

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

全ての組織におきまして会長を置くというふうになっています。会長もしくは委員長がその会、委員会を代表して会務を総理し、会の議長となるというのが6条です。そして6条の4項にはあらかじめ会長の指名する委員が職務を代理するというのが1つござ

います。また14条の中で会議というのがございます。こういった会議を開く中におきましても、10名でありますのも5名でありますのも、会議というのを招集してその中で内容を諮っていく上では会長もしくは委員長という形が10名の組織であっても5名の組織であっても必要になってくるということでございます。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

第6条第4項の、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理すると。あらかじめというのはどの段階を指すのか、これをまず聞かせてください。

○委員長（岩永政則委員）

森川次長。

○教育次長（森川寛子君）

最初に会長を互選で決める、委員の互選によって定めとなりますので、その時点で会長が決まったときに、会長がこの方に職務代理という形を、職務代理者を指名していただくということになります。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

それは理解します。何が言いたかったかと言えば、会長互選のときに決めておれば委員皆が了解した会長が指名する者に該当するわけですけれども、何かあったときに急に指名して会長の代理ですよということは、ちょっとやっぱりおかしいんじゃないかなど。今、会長の互選の時にそれをということですから。そうであると会長、副会長ということで決めとけば別に何も問題無いんじゃない。これは例えば介護保険連絡協議会条例とか、ここでは完全に会長、副会長とか決めてあるんです。そうじゃない、例えば自立支援協議会条例は会長等ということで、このいじめ問題の条例と同じようなやり方、庁舎内のいろんな組織でやり方がばらばら、上位法との関係があつて一概に全て一緒ということではないと思うんですが、調べてみるとそういう違いがあつたものですから、敢えてくどくど申し上げました。答弁は要りません。

○委員長（岩永政則委員）

他に。

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

29年度の生徒指導報告ありますけども、この中でこれは子どもによるいじめというふうなことだというふうに思いますけども、最近、教職員によるいじめというのが報道されておりますけども、参考でよろしいんで教職員が子ども対するいじめというのが本町であつてるのか。軽微なものも含めて、ちょっとお伺いしたいというふうに思います。

○委員長（岩永政則委員）

金崎理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（金崎良一君）

その件についてはあっておりません。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。いいですか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

直接この条例の条文の中ではないんですが、頂きたいじめ防止基本方針の中の22ページの資料というところでちょっと理解をするために伺いをしたいんですが、重大事態が発生したときに、このフローチャート図のような形でいくわけなんです、学校の方の学校いじめ対策委員会、そしていじめ等学校問題サポートチームが設置されるときに、資料1を読みますと重大事態という説明があるんですが、その中に云々かんぬん、心身財産に重大な被害が生じた疑いがあると。これも入るんだということになってるんですが、心身に被害が生じた疑いといっても、実際具体的には、例えば学校なんかは子ども達同士ですので当然軽いからかいとかもあるわけですよ。子どももそれぞれ感受性が違いますので、少々そういうからかいを受けて全然気にもとめない子もいれば非常に傷つく子もいるという状況を考えたときに、この条文をそのまま当てはめれば軽いことを言われても子どもによっては被害を生じた疑いがあるというふうな判断も可能じゃないかなと思うんですが、このとおりにやると何でもかんでも当てはまるんじゃないか。何らかの区分じゃないですけども、そういったものを検討されてないと非常に子ども達の負荷もあるんですが、学校側の負荷というのも非常に大変なものじゃないかなと思うんですが、なにかこの辺り協議をされているのかどうかですね。

○委員長（岩永政則委員）

金崎理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（金崎良一君）

まず生命について言いますと、これも多くの報道でございしますが、いじめによる自殺あるいは自殺未遂、これは重大事案でございします。また川崎の方で事件がありましたが、いじめによる他殺、あるいは他殺未遂というのも重大事案でございします。財産につきましては、福島県から避難をした児童生徒に対して金品を強要するというふうなものがございしました。これは財産について言う重大事案でございします。国がこういったことを重大事案として受けとめなさいというふうな指針が出ております。また先程ございしましたが、ある子によっては軽微と考え、ある子にとっては重いと考えられるようなことがあるかもしれません。そういったときに次の反応として出るのが、いわゆる学校への登校渋りあるいは登校拒否等がございしますが、30日以上の不登校が出たケースについてはこれを重大事案とするというふうなことで、ある一定の線引きをしております。その他

これに類するようなものであれば、それを重大事案というふうに受けとめたいというふうに考えております。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

佐賀県の方で30日以上欠席をしているのに、その報告が遅れたということが問題になって、これは佐賀県の方がホームページで公表をしておりました。その報告の内容を読ませていただきますと、この原因が関係職員の認識不足によってこういった実態に陥ってしまったという内容でありました。それを捉えて本町でも今回条例を定めるわけなんですが、条例を定めても今話したようないろんな判断の基準等々を教育委員会、学校関係者が共有しておかないと似たような事例が発生する恐れがあると思いますので、こういう情報共有と言いますか、関係者がしっかり認識しておく取組というものは大丈夫なのかここをお伺いしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

金崎理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（金崎良一君）

お答えいたします。町の教育委員会としましては、毎月の調査で7日以上欠席したケースにおいては、名前と理由について全て報告をするように指示をしております、その情報を常に共有しているところでございます。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。いいですか。それじゃあちょっと発言がありますので、副委員長に代わりたいと思います。

○委員（分部和弘委員）

委員長を交代します。

岩永委員。

○委員長（岩永政則委員）

先程、浦川委員から出ておりました任期2年の問題に関わって、次長から内部の委員会で話し合いをするというような答弁が出ましたけども、私はこの条例でいいのじゃないかなというふうに思うんですが、ただ、こういう場合は設置当初に特例事項を設けるんですよ。附則にね。例えば2年であるけれども30年3月31日までとすると、まず切って、2年であるけれども1年か8か月かに縮めて、そして浦川委員も言っておったように日にちを4月1日に統一をするとか、そういう方法をとるんですよ。条例上は。だから内部で話し合いをしてそれは全くの議会を無視したやり方なんです。そう感じましたので、その辺りはもう1年目を来年の7月ですよ。30年7月から出て31、32までですね。2年すれば何らもう条例上は問題無いわけですから、どうしても何かがあつて4月に合わせないと、どうもいかんねという事態があれば、その段階で附則を改

正をしていいわけですか。そういう取り扱いをするべきだというふうに私は思いますが、どう思われますか。

○委員（分部和弘委員）

金崎理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（金崎良一君）

今の件につきましては、先程の浦川委員の御意見とも合わせますと、年度で終わらせた方がいいというふうに思いますので、そこで附則を付けて、今回初回のみ特例というふうな形で任期を32年の3月31日までというふうに規定をして、それからあとは年度ごとというふうなことで進めていきたいというふうに思います。

○委員（分部和弘委員）

森川次長。

○教育次長（森川寛子君）

今、金崎理事が変えるというふうに申し上げましたけれども、この運用をさせていただいて、例えばやはり任期を3月31日で切った方がいいというようなことになりましたら、今度は改正の条例案ということで出させていただきます、期間を変えるというような形でさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○委員（分部和弘委員）

岩永委員。

○委員長（岩永政則委員）

そのように整理をされた方がいいと思います。先程からこのいじめの件数等につきまして出ておりましたけども、いじめがゼロというのはあり得ないような次長の話にあったんですが、北小を見ますとゼロですね。だから、言われたことと相反するような状況にあるということを感じたんで、これは感じたことだけを申し上げておきたいと思うんですが、このいじめについてはやっぱり子どもが1番影響を受けるわけですね。子ども同士あるいは教職員は先程無いという。教職員の暴力もかなり全国ではあっておりました長与に本当に無いのかなど。私がちょうど教育次長をしておった時に大変な事態があったんですが、私抑えて、私の知り合いだったもんだから私が個人的に相談を受けたもんだから、学校に行ってしまったんですけども、これ大変な事態、それでも無いという状況で収集がなされたようでしたけども、要するに子どもが大変だということが1つと、教職員も大変なんです。だから調査をしますと余り出したくないんですね。例えば金崎さんが長与小におったと。どうですかと、いやうち無いんですよと、いやゼロじゃないでしょうって言えば1件ぐらいあるでしょうかね、というような非常に出たがらないという、自ら出さないというようなそういう体質とは言いませんが、そういう状況にあるような感じもするわけなんです。特に定義が最近良くなりましたね、いじめの定義がですね。文科省も出しましたし、長崎県のこの基本方針を見ますと、4ページに20幾らぐらいの具体的ないじめの対応ということで非常に具体的な定義的なものがあり

ますので、この辺りはもう当然学校は把握をされておられるわけですからいいんじゃないかなというふうに思うんですが、この表を見てすぐ思ったのは先程言いました、感じたということで北小のことを申し上げましたけども、いかがなものかなというものも感じるわけなんですけど、これはどのような方法をもって調査をされたんでしょうか。例えば具体的に小さなその細部の、先程言いました県のページにありますような具体的に書いて、そして子どもにもそれを見せて、印をさせて調査をされておるのか、どういうふうな状況で調査されたんでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

○委員（分部和弘委員）

金崎理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（金崎良一君）

調査についてお答えいたします。まずアンケートを実施しておりますが、小学校、中学校、合わせて8校ございます。この中で年4回以上実施をしてる所が7校、年に2回か3回、つまり学期に1回調査をしてる所が1校ございます。調査の方法につきましては、これは記名式を用いておりますが誰がどのようなことを受けてるということが分かるようにしております。なお、回答につきましては学校で記入をしてそのまま提出をするというふうな提出の仕方しております。さらに個人面談を学期に1回ほどやっておりますが、これにつきましてはその個人面談の中でいじめについて状況が分かったというケースがあります。さらに小学校につきましても、中学校につきましても、個人ノートというのを出しておまして、1日の生活について先生に出してコメントをもらってそれを家に持って帰るというふうなことをやっておりますが、そのような個人ノートの中から認知をしたというケースもあります。あるいは家庭訪問等での聞き取り、そのほか第三者の児童生徒からの報告等もございます。でき得る限りのことの調査あるいはアンケート聞き取りを行っているところです。以上です。

○委員（分部和弘委員）

委員長を交代します。

○委員長（岩永政則委員）

委員長を交代いたしました。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今委員長から話がされたことと私も同じような疑問をちょっと持っております、いじめがあったときにあった、無かったものは無かったというのを明確にやっぱり出せない。長与町の例じゃありませんけれども、全国的にはなかなかその辺りでいろんなトラブルがあつてると思うんですよ。一般的にはこれはいじめじゃないかというのに、無かったというふうなことなんですけど、ちょっとそれに関連した事例で先日もこの長与町議会の給食問題と非常に関連があるんですけども、議会の議員の方で、これは変更をする意思がもともとは無かったんじゃないかということに対して、教育委員会では議員が

言ってこなければOKだった、町議の影響はなかったと言えようそになる。ぶれた対応をして申し訳なかったというような発言があつてるにもかかわらず、圧力は無かったという答弁が先日ありまして非常にちょっとがっかりしたんですよね。そういった点でいじめの問題とこの問題やっぱり関連するなと思つてるのは、あつたものはあつた、無かつたものは無かつたというのを。

○委員長（岩永政則委員）

長与町いじめ問題対策連絡協議会条例をしております、それに関わるいじめの問題の係わりですが、その辺りは十分念頭に置きながら質疑をしていただきたいと思つます。堤委員。

○委員（堤理志委員）

いじめの問題というのは今言われてるように、事実を事実と認めるかどうか、学校とか教育委員会の体質がきちとされてないと同じ間違いを繰り返しますので、1つの例として上げましたけれども、やはりこのことも十分参考にしながらやっていかないといけないんじゃないか、要するにこういう事実があつたということを一定明らかにするというのは教育委員会も学校もやはり勇気が要るんじゃないかと思つますよ。それはなぜかという、もう全国でそういったいじめ等々があつたのに無かつたと言つているというようなことが盛んにテレビでも報道がされてます。ですからそういった、先程委員長も体質的に大丈夫なのかという質問がありましたが、私もそういう体質というものをしっかり改めるべきものは改めていかないといけないんじゃないかと思つます。そういう点ではいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

金崎理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（金崎良一君）

それではいじめのことについてお答えをいたします。いじめにつきましては先程申し上げたような申し出等、あるいは調査等で分かつたものは全て上げるというふうなことでしております。これにつきましては、県の教育委員会の方にも全てそのまま事実として上げておりますので、先程お話がありましていじめに関する、先日報道等があつて隠ぺいの体質があるんじゃないかという他府県の様子等もございましたが、本町に限つて言いますとそういったことについては無いということで断言できると思つます。

以上です。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。他に質疑ありませんか。

それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず反対討論はありませんか。

次に賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号長与町いじめ問題対策連絡協議会等条例の件を採択します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

11時5分まで休憩をいたします。

(休憩 10時50分～11時02分)

○委員長(岩永政則委員)

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。議案第41号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

荒木課長。

○総務課長(荒木秀一君)

どうぞよろしくお願いいたします。議案第41号につきまして提案理由を説明いたします。本条例は、議案第40号長与町いじめ問題対策連絡協議会等条例に規定する各種機関の委員の報酬を追加するものでございます。別表、町長の部に長与町いじめ問題調査委員会の委員長及び委員の日額の報酬を追加するもの。また、別表、教育委員会の部に長与町いじめ問題対策連絡協議会の会長及び委員の日額の報酬の追加。同じく教育委員会の部に長与町いじめ等学校問題サポートチームの委員長及び委員の日額の報酬を追加するものでございます。附則といたしまして平成30年7月1日から施行することといたしております。以上でございます。

○委員長(岩永政則委員)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

浦川委員。

○委員(浦川圭一委員)

額とか何も言うこと無いですけど、この構成メンバーの中に公務員の方がいらっしゃいますよね、警察署の課長とか。この校長会の会長は校長先生ですかね。こういった方にも支給になるんですか、対象になるんですかね。

○委員長(岩永政則委員)

森川次長。

○教育次長(森川寛子君)

公職で来ていただく方については報酬は差し上げないということに規定しております。

○委員長(岩永政則委員)

次ありませんか。質疑ありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

長与町いじめ等学校問題サポートチームのこの委員報酬についてなんですが、このメンバー、先程の議案のときに頂いた資料を見させてもらったら、産業医とか医師等々も入ってるんですね。ほかの委員会もそれになってるとは思うんですけども、これで調整はついたと言いますか、OKだったのかどうか、この辺りはいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

森川次長。

○教育次長（森川寛子君）

いじめ等学校問題サポートチームにつきましては、一定教育委員会の方で委員をしていただいている方となっておりますので、日額は皆さんと同じ7,400円と7,000円という形で規定をさせていただいております。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。

議案第46号平成30年度長与町一般会計補正予算（第1号）の件を議題とします。本案の審査は部ごとに行います。一括提案をいただいた後に課が分散をしておりますと課別に質疑を行いますが、今回は総務部から行うことといたします。したがって総務部の場合は総務課だけでございますから、総務課長に対する総務課に対する質疑となりますので御了解いただきたいと思います。それでは本案についての提案理由の説明を求めます。

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

それでは、議案第46号平成30年度長与町一般会計補正予算（第1号）総務課所管分について御説明を申し上げます。平成30年度長与町一般関係会計補正予算（第1号）に関する説明書の歳出の部11ページをお願いいたします。2款1項1目1節の報酬3万6,000円、これはいじめ問題調査委員会の委員に係る報酬1回分でございます。それから同9節の旅費、費用弁償5名分1回分の計上でございます。なお、これを1回分としておりますのが、いじめに係る調査というのが、事案が発生したあとに複数回想定されます。当面、問題が発生した直後に初動態勢をとる、委嘱をする行為、情報の共有する場を設けるといふところでの1回分の計上でございます。もちろんそういった事案がなければ、これはもう執行することが無いということでございます。同じ資料の14ページ、補正予算の給与費明細書でございます。この表の補正後のところでございますが、その中の1番下、比較のところでございます。今回の計上分、その他の特別職、報酬と費用弁償を合わせた額の報酬の額8万7,000円のうち3万6,000円が総務課の所管分でございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

総務課分だけじゃなくして全体をまずしておりましたので。

山本総務部長。

○総務部長（山本昭彦君）

この補正予算給与費明細書につきましては、総務課の方で全体の説明をしておりました。今、説明、総務課長の方よりありましたけども、今回いじめ問題等対策委員会等々その分の委員報酬を上げております。人数といたしまして総務部関係が5名、教育委員会分が7名でございます。合計の報酬が8万7,000円の増額でございます。合わせて報酬の分だけで。

○委員長（岩永政則委員）

分かりました。10款1項、2款1項1目質疑ないですか。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

さっき聞いとけばよかったんですが、14ページの報酬が8万7,000円ということで、これは教育委員会所管分もひっくるめて8万7,000円ですけれども、12名と載ってますよね。そうすると連絡協議会の委員が今のところ9名。それからあと5人5人ということで19人おる中で12名の予算計上ということは、職員とかその学校の先生方とか、そういったものを外してということでしょうか。例えば連絡協議会の委員で何人分、それからサポート委員会のメンバーで何人分、調査委員会のメンバーで何分という予算の計上、それぞれ委員会、協議会ごとの人数を教えてください。

○委員長（岩永政則委員）

山本総務部長。

○総務部長（山本昭彦君）

まず総務課所管の分で、いじめ問題調査委員会、こちらの方が委員合わせて5名分になります。それから教育委員会の分でいじめ問題対策連絡協議会、こちらの委員の報酬の方が3名分、いじめ問題対策連絡協議会の方の委員の、教育委員会所管になるんですけども、私どもが思うに人権擁護委員の分と長与町青少年育成連絡協議会の会長、保護者代表のPTAの連合会長、この分だと思っております。この分は教育委員会所管になりますので教育委員会の方で詳しく聞いていただければと思います。それからいじめと学校問題サポートチーム、こちらの委員、こちら4名分だとこちらの方把握をしております。こちらは産業医、臨床心理士、それと学識経験者と医師ということでございます。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。ないですね。

質疑なしと認めます。

以上で総務課を終わります。

11時30分まで休憩します。

（休憩 11時19分～11時28分）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。同じく一般会計補正予算につきまして企画財政部の所管を審査してまいりたいと思いますが、最初に提案理由の説明を求めます。田中財政課長。

○財政課長（田中一之君）

それでは平成30年度一般会計補正予算（第1号）財政課所管分について御説明をいたします。説明書の6、7ページを御覧ください。歳入の17款2項1目1節財政調整基金繰入金4,910万8,000円の増額補正をお願いしております。これにつきましては今回の補正予算の財源調整として計上いたしております。今回補正をしておりません2節の減債基金繰入金を含めたところの1目の合計が9億6,319万7,000円となります。以上が財政課所管分でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

続きまして、荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

続きまして、同じく平成30年度補正予算（第1号）政策企画課分について御説明申し上げます。説明書の6、7ページをお開きください。13款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金でございます。地方創生交付金は136万6,000円の増額でございます。本年度の交付金の交付決定額に合わせ補正を行うものでございます。充当する事業はいずれも当初予算で計上していたもので財源組替となりますので、歳出

の方で御説明を申し上げます。それでは歳出の説明書10、11ページをお開きください。それと併せて本日お配りいたしました資料の方も御参照いただければと思います。2款総務費1項総務管理費8目企画費でございます。こちらの方が乗合タクシーの試験運行が本交付金の対象として採択されたものでございまして、事業費の2分の1、133万1,000円、それと長崎移住サポートセンターの運営負担金に係る交付額の1,000円の増、合わせまして133万2,000円の財源組替となっております。以下、他課の所管分でございますが併せて御説明いたします。4款1項1目保健衛生総務費は健康ポイント制度に係るもので対象外の事業費がありましたので、その分国の支出金が1万2,000円減額となっております。それから7款1項1項2目観光費では県が広域連携による大村湾活性化プロジェクトを新たに申請をしまして、採択されたものでございます。本町に係るものは大村湾沿線観光活性化事業の負担金ということで、これに対して4万6,000円の財源組替となっております。以上が政策企画課分です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

それでは説明が終わりましたので、これから質疑を行います。課別に行きたいというふうに思いますが、財政課に対する質疑はありませんか。ないですか。17款いいですか。財政課に対する質疑、ないですね。

次に政策企画課に対する質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

健康ポイント事業に対する地方創生推進交付金の分なんですけど、これはこの健康ポイントに関するものは交付決定がされたのはいつですか。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

健康ポイント制度につきましては30年度交付決定は4月2日でございますが、事業としての採択は平成29年度中に採択がされてございまして、29年度から31年度までの3か年の予定となっております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

例年この地方創生関係は3月議会辺りのときに今どういうものを検討してるかとか、そういった説明をずっと受けてきた経緯があるんですよ。今回そういった説明が無かったと思うんです。健康ポイントをやるということでは聞いてるんですけども、これが地方創生の1つだというふうには私達全く認識をしてなかったんですけど、なぜ遅れたのかこの辺りはいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

健康ポイント制度につきましては昨年度29年度事業の採択がされまして、交付決定があったタイミングで昨年度は補正予算、今年度は当初予算の方に歳入歳出それぞれ計上をいたしまして御説明を申し上げていると思います。今回は、そのうち対象外の事業費が出てきたということで、その分の減額となっております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

実はこの歩いて生み出せ健康ビジネス云々というプロジェクトというのが、内閣府官邸の方で採択されたのが11月7日なんですよね。これ内容見てみますと健康ポイント制度だということを私も最近になって知って、ただ内閣府によりますとこれが地方創生の関係で採択をしてるんですよね。でも当初予算の段階では多分一般財源ということ。交付が決定されて実際にお金がきちっと確定した段階で財源組替するというのは理解できるんですが、そういったことは今まで議会に説明が、これは推進交付金で交付決定がなされてるものですよというような説明が議会に無かったものですから、あれ何でかなというふうな、率直なそういう疑問があったわけです。この辺りはいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

健康ポイントについては昨年度の補正予算でも、本年度当初予算、議会におきまして歳入の説明の中で、当初では小さな楽園拡大連携プロジェクトとあって本町では長崎移住サポートセンターの負担金に係る分、それと歩いて生み出せの健康ポイント制、この2つについて計上しております、その旨御説明も申し上げます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。他にありませんか。いいですか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この乗合タクシーの試験運行事業というんですかね。これはもう発注はされているのかと、例えば1年分の委託みたいな形でされてるのか、そこら辺を教えてください。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

乗合タクシーの御質問でございますので、少しこれまでの経緯を含めてお話をしたいと思います。昨年度3月26日に第2回目の地域公共交通会議を開催いたしまして、そ

の中で乗合タクシーの試験運行計画について皆様から合意を得たところでございます。年度が明けまして4月になってから町内にタクシーの事業者が3社ございましたので、その中から見積もり合わせという形で業者を選定いたしまして、あじさいタクシーに担っていただくということに決定いたしました。期間は本試験運行中の半年間、6か月になります。5月2日にあじさいタクシーと委託契約を締結しております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

だから5月2日の時点では一般財源を原資として契約をされておったということで、その後交付決定がきて、この補助対象とするということで今現在なんでしょうけども、そこら辺は交付決定以前に契約をしていたものについて後々補助対象とすることについては特段問題ないんですか。町の方は問題ないんでしょうけど、補助を出す側の国の方の手当てとしては問題ないんでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

この交付金の決定は4月2日となっております、その後5月2日に実際に委託契約を締結したというふうになっております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

通常交付決定というのは年度が明けてきますよね。例えば連休時期とか、そういったものは前年度で当初予算で通常組まれるんじゃないかなと私はそういうふうに認識をしてるんですが、あえて4月2日にきたものというものは、前もって交付申請も済ませて、恐らく内示等もいただいていたんじゃないかなと思う、そういう状況の中であえて当初で組んでこの補正で組んだという、そういうのは何かあったんでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

交付金の手続きの手順が、まず事業実施計画を今年の1月に提出をしております。その中で対象となる事業が決定したのが3月29日でございます。その後、交付申請で交付決定という手続きでしたので、具体的な金額を当初予算に計上するということが間に合いませんでしたので、補正という手続きでとらせていただいております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

タクシーの試乗運行が始まりましたもう何日か経ちますが、状況的に利用者関係はどのくらいあるのか状況を教えていただきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

乗合タクシーの運行でございますけれども、6月25日から道の尾自由ヶ丘地区、それと南田川内の中尾団地地区、そちらの2地区で運行を開始する予定としております。これまで地区の方で運行に当たっての説明会ですとか、あとそのタクシーについてのルートやダイヤ、料金、あと注意事項、こういったものについての世帯配布を行っているところでございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちょっとしつこくて大変申し訳ないんですけども、この地方創生推進交付金というのは、例えば国の方から地方が今後自立をしていくために、各自治体でいろんな条件があろうかと思うんですけども、その中で手を挙げてくださいというようなことが恐らくあって、それに対して各自体が自分達で知恵工夫を凝らしたものを提案して、それが一定審査されて採択されるという流れになってると思うんですよ。まずちょっとここを確認したいんですが、そういう流れなんでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

この交付金はいわゆる地方版総合戦略、こちらに掲載された事業で、今委員御指摘のとおり趣旨で、それぞれの自治体から手を挙げると。その後採択がされるというふうな流れとなっております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今まで乗合タクシーとかいろいろ提案したけれども、今回はこの健康ポイント制を1つ提案してみようということで提案したんじゃないんですか。ここはいかがでしょう。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

本町においては、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で生活環境ですとか、子育て

環境に磨きをかける施策というのを中心に展開をしていくとしております。その中で健康づくりというのも1つの大きなテーマでございますので、健康ポイント制度、本年度から実施をいたしておりますけれども、その検討段階、システムの構築段階である昨年度に、こういった事業を行いたいということで国の方に申請をしたものでございます。

○委員長（岩永政則委員）

堤議員。

○委員（堤理志委員）

そうしますと企画と健康保険課辺りで十分協議をして、これは1つ、町の今後の自立的なまちづくりに繋がるというふうな判断で計画を健康保険課と政策企画課で話し合っ
てこういう形で詰めていったということなんですよ。いかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

そのとおりでございます。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

それで今回の議案で地方創生推進交付金ということで質問をさせてもらってるわけなんですけれども、私達議会に対して、何度も言いますけどミックスポイントだと、これ健康保険課が窓口になってこういうことでやっていくよと、ポイントを貯めたら5,000円相当の、頑張れば商品などもゲットできますよということで、町指定の歩数計等々も無料で貸与するとはなってるんですけども、ちょっとあれっと思ったのが、国の方に町が提出して認定された計画書の中にこの事業が安定したら参加者の負担を得る予定だというふうに書いてあるんですよ。これ多分町民皆さん知らない。私達も聞いてないし、今後安定していったら参加者にも負担金を求めるということ、これ我々議会にもちゃんと説明しとかなないとまずいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

尾田係長。

○係長（尾田光洋君）

国の方に申請してる書類につきましては、政策企画課と担当であります健康保険課で内容を協議して提出したものであります。財源についてですけれども、国の交付金の事業上は自立性、自主財源の確保ということで、そこが明確に記載する必要があります。その検討の中で先程おっしゃったような将来的には町民の負担も検討ということ、また例えば協賛企業の協賛金を得るとか、そういったふうに財源の確保が必要となりますので、そういった意味で国の申請書上にはそのような記載をさせていただいております。

以上です。

○委員長（岩永政則委員）

今のは健康保険部に、減額の1万2,000円がありますので、そちらの方で聞いた方が具体の答弁が出るんですか。今がいいんですか。そしたら、もっと聞いてください。堤委員。

○委員（堤理志委員）

状況は私もこの文章を見て把握はしてるんですが、問題はやっぱり議会が何も知らないというのはちょっとまずいということで、やはりそういった説明というのはしとくべきじゃないのかなというふうに思うんですよね。医療費の削減効果が認めるとか協賛企業からの協賛金を財源に充てるとか、参加者からの負担金を得るとか、これも含めて事業の全体的なことはやっぱり、今までも説明を受けてきたもんですから乗合タクシー、乗合バスのときも。こういう必要があるんじゃないかなという質問でした。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

久保平部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

今回の財源組替でございますけれども、今話題となっております健康ポイントにつきましても、地方創生推進交付金というものが活用できないかというところで担当は非常に苦労してきたところです。これに、この2つの事業、健康ポイントにしても乗合タクシーにしても交付金が仮に無かったにしても取り組んでいるような事業でございます。その中で何とか活用できないかというところで、所管と協議をしまいったところです。先程の一定将来的には個人負担を想定するという部分ですが、これは将来的に歩数計を負担していただくという限定したものではなくて、やはり地方創生の交付金の根っこの部分、趣旨であります自立性、一方的に補助を受けてやるのではなくて地方もそれなりに汗をかく、もしくは一定の負担をすると、そういう制度に乗っかるために敢えてということではないんですが、先程担当からもございましたとおり、それは参加者個人から何らかの形で御負担いただくかもしれませんし、地域のいろんな、賛同するような事業者にも当然御理解をいただいた上で御協力いただくと、そういったある意味一般的な考えもありまして、そういう表現になっているものと考えております。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

それでは両課合わせて、財政を含めたもので質疑はありませんか。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

このペーパーを作っていただいてありがとうございます。かねがねこの財源組替を見るときに、何節の分なのかなというのを見て、同じ数字があればこの分かと、国庫補助ができたから、この分を財源組替、一般財源を減らすんだなというのは分かるんですが、この予算書の、例えば節のところ今空白になってますよね、これに何節分と、金額は入

れなくても構わんと思いますけれども、要するに金額のところはプラマイゼロになるわけですから、金額は構いませんけれども、何節分なのかというのが分かるように予算書の作り方ができないもんかなと。それをちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

田中課長。

○財政課長（田中一之君）

この補正予算書につきましては、システムで出力をしているということもございまして、今委員の方から指摘があった事項についてシステム上できるかどうかというのを検討したいと、必ずしもできるかどうかというのはここで回答ができないんですけれども、今後その辺りも含めたところで検討してみたいと思っております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

こういうふうに作っていただいて大変感謝しておりますけれども、作らなくてもある程度は理解ができるというふうにしてもらえば所管の皆さんに苦勞掛けんでもいいけんなどというそういう思いでしましたので、よろしく願います。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。いいですか。

ないようでしたら以上で質疑を終了いたします。

午後からは1時15分から開催をしたいと思います。それでは休憩をいたします。

これをもって企画財政部を終わります。お疲れ様でした。

（休憩 11時57分～13時09分）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を再開します。

平成30年度長与町一般会計補正予算の建設部所管を審査してまいりたいと思います。最初に課別にそれぞれ連続して説明を求めます。

中嶋理事。

○建設産業部理事兼産業振興課長（中嶋敏純君）

皆さんこんにちは。それでは、平成30年度長与町一般会計補正予算（第1号）産業振興課所管分につきまして説明をいたします。早速でございますけど、事項別明細により説明をいたします。最初に6、7ページをお開きください。上から2段目になります。14款県支出金2項4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金の農村地域防災減災事業補助金の600万円でございますけれども、これにつきましては東日本大震災における溜池の決壊や、近年頻発しています豪雨による溜池の被害発生を踏まえまして、防災重点溜池としまして、溜池下流にあります住宅や病院、学校などの重要な公共施設、それから主要道路などに影響を与える恐れがあるものとして、本町はこれまで三根郷の籐

の棟溜池を選定しておりましたが、昨年度新たに平木場郷の洗切、七葉迫溜池を追加いたしております。なおこの選定に伴いまして溜池の耐震点検やハザードマップの作成が必要とされておりまして、昨年度より要望をいたしておりましたところ、今年度に入りまして国の方から県を通じまして内示がございましたので今回補正をお願いするものでございます。以上が歳入でございます。

次に歳出でございます。10、11ページをお開きください。6款農林水産業費1項3目農業振興費13節委託料の800万円でございます。これにつきましては先程歳入で申し上げました平木場郷の七葉迫溜池の農村地域防災減災事業の実施に伴うものでございます。ハード面では地震発生時に溜池が保持すべき性能が確保されているかなど測量等の現地調査、それから地質調査、土質調査、耐震計算等を行いまして、併せてソフト面におきましてハザードマップの作成ということで行いたいと思っております。このほか、先程申し上げました各種調査の実施、委託をします実施設計の費用を含めまして800万円ということで計上をいたしております。次にその下になります。7款商工費1項2目観光費でございます。これは4万6,000円の財源組替となっております。以上が産業振興課所管分でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

続きまして土木管理課。

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

こんにちは。続きまして土木管理課所管分について御説明をいたします。今回の補正は、公園施設長寿命化計画策定業務の補助金の内示に伴うもの及び中尾城公園用地の購入費についての補正であります。それでは長与町一般会計補正予算書、歳入の6、7ページをお開きください。13款国庫支出金2項国庫補助金4目土木費国庫補助金800万円の増額補正になります。内容につきましては歳出と関連いたしますので、続けて説明させていただきます。歳出の10、11ページをお開きください。8款土木費5項都市計画費5目公園緑地管理費2,544万7,000円の増額補正でございます。内訳でございますが、13節委託料公園施設長寿命化計画策定業務委託料1,610万円、この分が先程歳入で御説明した国庫補助金800万円が財源となる委託料になります。なお本会議での町長答弁と重なりますが、この長寿命化計画を作ることによって修繕計画を立て、今後の公園施設について維持管理を計画的に行うものであります。続きまして17節公有財産購入費934万7,000円でございます。これにつきましては、中尾城公園用地について今まで借地で管理していた土地を今回購入をして町公園用地として管理していくものとなります。

以上が土木管理課所管分でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたので、ただいまから質疑を行いたいと思います。

まず産業振興課分です。質疑ありませんか。歳入で行きましようか。14の2の4です。ないですか、歳入。

それでは歳出。6の1ですね。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

先程の御説明で、溜池の被害対策ということで七葉迫のハザードマップを作るとか、耐震の状況はどうかというようなことをチェックするというか、そういう内容だというふうに理解するんですが、七葉迫は確か江戸時代に造られた溜池なわけです。それでいろんな地域の歴史的というか文化的な価値もあろうかと思うんですよ。ですから気になるのが、例えば耐震補強しないといけないとなったときにただ単にコンクリートで補強するというようなことをやりますと、きっと歴史的な価値、郷土の大切な遺産だというふうに思うんで、その辺りを加味した計画というのはやはり必要じゃないかなと思うんですが、その辺りの考えはいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

中嶋理事。

○建設産業部理事兼産業振興課長（中嶋敏純君）

七葉迫は議員おっしゃるとおり、本当に歴史が古いものでございますけれども昭和57年の7.23長崎大水害の時に被災をしまして、災害復旧で堤内と言いますか前張りと言ってますけど水が接する部分、そこら辺りと堤外と言いますか前面にございます土羽部分になりますけど、そういう所も全面的に改修をさせていただきました。それは災害復旧ということで、被災をして被害を被ったものですからやり直したんですけれども、その時に水を落とす通常栓と言ってますけど、専門用語では斜樋と言いますけれども、それは手彫りで作られた石だったんですけど、それはきれいに取りまして今保存をしている状態です。場所は洗切小学校の方に運動場の片隅に置かせていただきまして展示をしているような状況です。ですから今回新たにそういうふうなことになるましたら、またそういうものがありましたら随時業者の方ともいろいろと協議をさせていただきたいと思っています。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか他に。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

先程の説明で、防災に影響を与える恐れのあるものをやるんだということで七葉迫を調査して、結果次第で実施設計まで組むということなんですが、ここを候補として今度取り組むとしたということは、なんらか危ないとかいう兆候があるんでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

中嶋理事。

○建設産業部理事兼産業振興課長（中嶋敏純君）

はっきり極端に緊急性があつて対策をするというものはございません。これは先程申し上げました東日本大震災、それから最近、管理が行き届かずにそれが決壊して下流に被害を与えるとかというのが全国で頻発しておりまして、そういうことで防災重点溜池ということで溜池下流に住宅それから学校、そういう重要な施設、それから主要道路などが被災した時に影響を与える恐れがあるものということで、これは全国で既に1万1,362か所指定をされてまして、そういったところで順次そういう何かあった場合に備えての点検を行うということで、今後何かあったときには対策工事が施されるということになりますけれども、それに伴う予備調査といたしますか、そういうことでございます。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

それこそボーリング調査とかも含めて言われてましたけども、そういう調査をやられて大丈夫だという結果が出れば、特段もう実施設計とかまでは入っていかないということですかね。

○委員長（岩永政則委員）

中嶋理事。

○建設産業部理事兼産業振興課長（中嶋敏純君）

何もなければ、そういうことで収束できればと思っております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。それでは一応産業振興課終わります、次に土木管理課。

歳入が13の2の4。

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

公有財産購入でお聞きをいたします。歳出11ページ。用地を借りていたということでお示しがありましたけども、本会議では場所的にはエレナの上ということではっきり分かりませんのでそれをお示しいただきたいことと、この場所は非常に大事な場所なのか、今どういうことに使っているのか、その辺を説明いただければと思っております。

○委員長（岩永政則委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

現状については、まず桜の木が植えてる状況であつて、特に反対側の谷間、反対側から見ると1番目立つ部分になっております。もう木を植えて10数年経っており、現状それを切ってしまうとちょっと見た目が悪いというか、そういった部分も考慮しまして、今回購入という形でできればという考えでおります。

○委員長（岩永政則委員）

それでは皆さんに諮りたいと思いますが、地図を掲示をお願いしようというふうに思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それではそのようにいたします。地図を貼ってください。

暫時休憩します。休憩中に行います。

(暫時休憩)

○委員長(岩永政則委員)

休憩前に引き続き委員会を行います。

土木管理課に対する質疑はありませんか。

山口委員。

○委員(山口憲一郎委員)

借りていたということは分かりましたけども、必要であればその時分になぜ購入はしなかったのかちょっと説明をしていただければと思います。

○委員長(岩永政則委員)

中尾課長。

○土木管理課長(中尾盛雄君)

当時が無償でお借りしてた土地であって、言葉は悪いですけど、公園として使っているよという形で御利用させていただいておりました。代替わりがありまして現実論からいうと返して欲しいという、契約自体が終わりましたので、次にどうしようかという協議を行って元の畑として返すのか公園としてそのまま残すのかという協議をずっと行った結果、こういった形が一番ベストではないかという形に落ちつきました。以上です。

○委員長(岩永政則委員)

山口委員。

○委員(山口憲一郎委員)

理由は分かりました。当初あそこが購入されたときに、個人的に見れば、あがん要らん所まで買わんばやろうかという印象があったもので、少しもったいないなという気持ちがあったんで、そういう思いでちょっと質問させていただきました。

○委員長(岩永政則委員)

喜々津委員。

○委員(喜々津英世委員)

経緯等についてはよく分かりました。まず地権者は1人なのか、それをお尋ねします。

○委員長(岩永政則委員)

中尾課長。

○土木管理課長(中尾盛雄君)

1人です。

○委員長(岩永政則委員)

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

予算書では934万7,000円の公有財産の予算が組んであるわけですが、2,160平米、これ割ると平米単価が4,327円となるわけですね。昔我々がよく言っていたのは一反当たり幾らになるかといったら424万8,000円ぐらい、かなりの、今の地価の相場からいくと非常に高いんじゃないか。取得する理由とかいろいろな理由があって、あるいは売らなければならない理由があって売買があるわけですが、この価格で購入するというこの価格の積算根拠ですか、これを教えてください。

○委員長（岩永政則委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

積算根拠としましては近隣の取引価格及び今後用途としてこういった形で使えるか総合的に判断しまして、不動産鑑定評価をいただいております。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

鑑定を行った結果をもとにしてということですからこれ以上なんも言えませんが、さっき課長が売買の取引事例とか、こういったものという話ですが、およそ今の売買ではなかなかこういう価格は出てこない、坪当たり1万4,300円、基本的にそこに取付道路も何も無い、そういう場所ですから。確かに今まで無償で貸しとったけども今度はお金をくれろという話になったのかもしれませんが、売買当事者間でそこら辺は調整をしなくちゃならないというのは十分分かってますけども、非常にこう、かなり急傾斜地であって災害の危険性もあるわけですね、現実には。だからそういった意味では購入してきちっと町が管理しておくということもまた必要なのかなと思うんで、余りにもちょっと価格的に、我々の概念からはかけ離れた数字がきとるなという気はしておるんですが、そこら辺は不動産鑑定だからということで鵜呑みにしていいものかどうかという、そういう議論はあったのか、内部で、これをお伺いします。

○委員長（岩永政則委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

議員御指摘のとおり、金額については課の中でもいろいろ話がありました。1番今回目安というか基準としたものが、以前の中尾城公園の取引事例の金額があります。それと見比べて遜色ないって言ったら言葉がちょっとおかしいかもしれませんが、それ相当の金額だと判断しております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

その件はもうこれ以上言っても一緒だと思いますので質問を変えますが、基本的に借地のときにはそう問題にしてなくても今度は購入ということになると、いわゆる抵当権とか賃借権とかそういう権利の設定、権利義務関係があるわけですけれども、これについてはなんら町に所有権を移転するための問題点というのはないのかお伺いします。

○委員長（岩永政則委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

その辺の抵当権とか、そういったものについては問題ありません。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今の用地購入について1点だけお伺いしますけれども、先程の説明の中で借地の契約に応じられないということで、返してくださいというようなことを言われたということで、これは町の金を出してまで持つ必要があったのかなというまず私の認識があるんですけども、そういう中で、じゃあお返ししますという選択肢は無かったんですかね。

○委員長（岩永政則委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

もちろんお返しするというお話も考えました。ただ、その場合には当初あった畑という状態で返してほしいという要望がありました。それを考えると、今現在もう桜の木が結構大きくなっているものもありまして、それを伐根から考えて費用対効果というか畑にする費用とかも考えていました。それを考えると購入費の方が安価であり相手との話がうまくいきそうでしたので、進めさせてもらっております。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この件はもういろいろ聞きませんが、先程、別の件で長寿命化計画策定業務委託ということで、今後計画的な維持管理に努めていくために計画を策定するんだというような説明だったと思うんですが、これをここに載せ込んで今後管理をしていくということになりますと、それなりに国辺りの維持管理に掛かる費用とか、こういったものは補助の対象になっていくのかどうか、そこら辺を教えてください。

○委員長（岩永政則委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

当初計画したものについては、なるものとならないものと両方あります。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

分かりました。ちょっと質問が前後するんですけども、ここの補助申請をいつされて、その内示によって補正を組んだということなんですが、交付決定が来てるのか、内示のレベルで来とるのか、いつの段階で来てるのか、分かる範囲で教えてください。

○委員長（岩永政則委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

正式内示がきたのが今年度4月以降になります。要望については昨年度あって、申請はまだ今後になります。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

公園の事にちょっと戻って申し訳ないんですが、今回このように用地購入ということになったわけですけれども、今後まだ公園内に借地というのがあるんでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

山下係長。

○係長（山下泰明君）

中尾城公園内には他に借地している場所はございません。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。いいですか。

それでは質疑を終わりますが、産業を含めて全体ありませんか。

それでは建設産業部の方はこれで質疑を終わりたいと思います。お疲れ様でした。

2時5分まで休憩します。

（休憩 13時49分～14時01分）

○委員長（岩永政則委員）

少し時間が早いですけれども、休憩前に引き続き委員会を行います。

教育委員会の所管に入ってます。教育総務課から説明をして、終わったら学校教育課。総合で説明して、それぞれ質疑を受けていきたいと思います。

それでは教育総務課、宮司課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

それでは教育総務課所管分の補正予算につきまして説明させていただきます。長与町一般会計補正予算（第1号）に関する説明書の6、7ページをお開きください。歳入で

ございます。14款3項7目教育費委託金2節中学校費委託金でございます。長崎県教育委員会の委託事業で長与中学校はICT活用拠点校の指定を受けており、その事業に係る委託金として25万円を計上しております。12、13ページをお開きください。歳出でございます。10款2項1目小学校管理費14節使用料及び賃借料でございます。今回当初予算で職員室にある教職員用パソコンの契約をリースにて行う予定でしたが、財政課と協議を重ね、リースと購入で費用の削減について精査を行い、今回購入を予定している分の契約等を減額しております。18節備品購入費です。先程説明しましたリース契約を結ぶ予定にしておりました校務用のパソコン36台とパソコンの周辺機器、それと普通教室のパソコン145台について今回購入を予定しております。10款3項1目中学校管理費14節使用料及び賃借料でございます。こちらも今回、当初予算で職員室にある教職員用パソコンとパソコン教室の契約をリースにて行う予定でしたが、先程の説明同様リースと購入で削減についての精査を行い、今回予定している借上料等を減額しております。18節の備品購入費ですが、校務用のパソコン24台とパソコンの周辺機器について購入を予定しております。10款3項2目中学校教育振興費でございます。こちらは歳入で説明しましたICT活用拠点校事業に係るものでございます。消耗品費18万2,000円と印刷製本費6万9,000円を計上しております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

森川次長。

○教育次長（森川寛子君）

それでは学校教育課分について御説明申し上げます。事項別明細書12、13ページをお開きください。10款1項2目事務局費1節報酬はいじめ問題対策連絡協議会委員報酬3名分と、いじめ等学校問題サポートチーム委員報酬4名分、9節旅費ではそれらの会議に係る委員の費用弁償をいじめ問題対策連絡協議会6名分、サポートチーム4名分、それぞれ1回開催予定で計上いたしております。以上よろしく願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたので、ただいまから質疑を受けたいと思います。最初に教育総務課の方から受けていきたいと思います。ありませんか。歳入歳出いずれでも結構です。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

12、13の歳出の分ですけれども、小学校、中学校問わずパソコンのリースを購入で変更するということですが、財政的なこともあろうかと思っておりますけれども、リースでのメリットというのもあったと思うんですね。今回購入にすることのメリット、メリットは財政的なものとあると思うんですけど、デメリットというのが出てくるのではないかと思うんですよ。修理だったりとかそういうものが。そのデメリットというのはどういふふうを考えているんでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

宮司課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

今回購入いたします教職員用のパソコン、小中学校のパソコンにつきましてはリースの時と同様に保守契約を付けるように計画をしております。普通教室用につきましては保守については今のところ検討はしてないんですけれども、少し予備を購入しておいて、何かあったときの対応に充てたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

予備という考え方がよく分からないんですけれども、結局パソコン自体がちょっとした不具合というのは個人でできることもあろうかと思うんですけれども、修理程度のものであったりというのも出てくるかと思うんですけど、その余分に買うという感覚がちょっとよく今分からなかったんですけどもうちょっと、すみません。

○委員長（岩永政則委員）

予備の必要性を言っていれば。

宮司課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

もともと普通教室にあるパソコンにつきましては保守契約を結んでおりません。何かあった時に予備の分をそちらの方に充てておいて、その間に修繕が必要なものとか、そういう対応をとらせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。他に質疑ありませんか。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

我々が現役時代は買い取りとリースというときには、基本的に昔は買い取りが多かったんですが、やっぱり経営ということを考えるとリースがいいということでリースに特化してずっときた経過があったんですが、今回買い取りとした理由というのが、経費の縮減という言葉で語られましたけれども、具体的に例えば5年間比較してリース料が幾ら、それから買い取った場合の初期費用からランニングコスト、保守費用までひくるとどの程度の差が、例えば小学校費で試算したときにどの程度の縮減に繋がるのか試算をした上で結論を出されたわけでしょうから、そこら辺をまずお尋ねをいたします。

○委員長（岩永政則委員）

金子係長。

○係長（金子寛之君）

買い取りにした場合の試算についてですが、リース料率を8.6%で試算をしております。それを今までリースで更新してきたものを一括で買い取りということで順次移

行していきますと、平成33年度まで順次買い取りを続けていく形になるんですが、それで費用の低減が約1,880万ほどのリース料の低減を見込んでおります。それにつきまして財政課と協議をいたしまして、単年度では負担が大きくなりますがトータルコストでのメリットという視点で購入に切り替えたという経緯がございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

リース料率が今8.6%と言われましたかね。そんな高いのかな。

○委員長（岩永政則委員）

金子係長。

○係長（金子寛之君）

これにつきましては、事前に業者の見積もりであったり、過去のリース料率等、実績等を調査しまして8.6%という数値で試算をいたしております。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちょっと私が基本的なところをまだよく分かってないのでちょっとお伺いしたいんですが、現状リース契約であるやつを更新の時にリースを継続するか、もしくは購入するかに切り替えるものなのか、それとも新たに新調するに当たって、リースにしようか購入にしようかというのを検討して購入の方が節減になるというふうな結論になったのか、どういうことなのか。

○委員長（岩永政則委員）

宮司課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

リースが満了して新しくリースを契約するか、機器を購入するかということの2つの検討をして、今回購入というふうに決定をしております。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

状況は理解いたしました。ただ説明の中で、リース契約の場合は保守がなく、購入だったら保守があるという御説明をされませんでした。私の感覚だったら通常リースには保守が付いて、購入だったら保守があるときはまた別途業者に頼まないといけないという理解だったんですが、私の控え間違いなのかな。リース契約、購入、もう1回ちょっとそこの保守の有無をもう一度よろしいでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

宮司課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

今回のパソコン購入につきましては教職員用のパソコンについてはリース契約のときから保守が付いておりますので、今回の購入についても保守契約を結ぶように計画をします。ただ普通教室用のパソコンについては以前も保守の契約は付けておりませんでしたので、今回の購入についても保守の契約は付けておりません。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。他に。

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

ちょっと1点だけ聞かせてください。平成33年までコスト比べたら1,880万円ぐらい上がるということでしたけども、保守契約をもし付けた場合、1800万からいけばどのぐらいのメリットが出てくるのかなと思うんですけども。

○委員長（岩永政則委員）

宮司課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

今回の保守についてはリース料率には含まれておりません。購入費用の中に含まれております。

○委員長（岩永政則委員）

他に。いいですか。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

単年度ではなくて複数年度ですと1,880万円マイナスになるということで購入に切り替えたという説明は分かるんですけども、一度購入したら、大体、機械ではありますけど、例えば10年ぐらいとか5年とかそういうどれぐらい使うってということで購入というふうな計算になっているのか教えてください。

○委員長（岩永政則委員）

金子係長。

○係長（金子寛之君）

想定では7年を想定しております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他にないですか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ICT活用拠点校の研究委託金の分が多分この消耗品、印刷製本費の方で活用するというところだろうと思うんですけども、具体的にこの分はどういったことに使われるのかお願いしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

宮司課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

消耗品につきましては長与中学校の方で何点か計画があり、その消耗品に充てるようになっています。例えば、情報活用能力育成表の作成だったり、自主学習の達人の活用及び改定、そういった各研究をするのに必要なものに消耗品を充てるように計画をされてます。それと印刷製本費に関しましては、研究実践記録表という研究物を印刷するように計画がなされております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

具体的なことはよく分からないんですけど、いろいろと諸経費に使われるということで理解したいと思います。この事業というのは県からの委託事業で、当然これを研究発表とかで県の方もそれを吸い上げて、また活用というか広げて研究に今後活用していくんだろうとは思いますが、町独自に長与中学校でいろいろと先んじてやってることを、他の中学校に活用するということにはなされているのか。この辺りはいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

宮司課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

各小中学校で研究部会というのを開いておりまして、その中にICTに特化した研究というのがなされておりますので、そういった中で長与中学校での活用というのを各小中学校の方に御提示して研究を進めているということになっております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。ないですか。ちょっと最後に質問しますから、委員長を代わります。

○委員（分部和弘委員）

委員長を交代します。

岩永委員。

○委員長（岩永政則委員）

どうも気に掛かっておりましたのが、先程からありましたように、パソコンのリースが主流で購入は控えていこうというのが時流であったわけですね。ところがどうも逆さまに今教育委員会はなっておるなど。だから逆さまというよりは1,880万もメリットがあるんだという、本当だろうというふうに例えば理解をすると、森川次長に聞きたいんですが、それだけの情報を得たわけですので、今度役場の職員としてあるいはその他の施設を含めると何百台もあるわけです。教職員が今36台で教室が145台、それ以外のまた学校も今後、また検討していかれるということですので、それは非常に良いことだと思うんですが、横の連携とか考えますと、相当全体的な財政へのメリットが出

てくるんじゃないかと。そういう議論を、良い情報はやっぱり職員全体で共有して、それで町民の税金を1円でも使わないように意思決定するのが本来だろうと思って、どうも気に掛かってたんですが、そういう議論は管理職会議、部長会なり何なりで情報提供するとか議論とか、そういうことはなかったんでしょうか。

○委員（分部和弘委員）

森川次長。

○教育次長（森川寛子君）

パソコンの買い取りの方針は、もともと役場の情報管理課の方から役場のパソコンも全て買い取りに移行をしております。その考え方が教育委員会にも適応するようというところで財政サイドから指導がありまして、今回買い取りとリースというところで検討した結果、やはり将来的な財政負担を考え買い取りという決断に至りました。以上です。

○委員（分部和弘委員）

岩永委員。

○委員長（岩永政則委員）

私の認識不足だったのかなというふうに今思うんですけど、当初予算の説明でもそういうものは一切無いですね。一切聞いたことない、委員の皆さん初めてじゃないかなというふうに思うんですけどね。また見落としを聞き落としをしておったのかなと、逆に思いますけどね。今の次長の説明では理が非常に通って良いというふうに思うんです。ただ私が先程からの話ではそういう理解をしとったもんだから、そういう良い情報があれば逆に提案して、町全体で共有して、経費を削減していくというのはもう非常に良いことだという発想から質問をしたわけですけどね。初めて聞きましたのでお互い情報交換をまたして、実態を聞き合わせてみたいというふうに思うわけですけどね。新たなまた情報があれば提供していただければありがたいというふうに思います。以上です。

○委員（分部和弘委員）

委員長を交代します。

○委員長（岩永政則委員）

それでは再度、質疑を受けたいというふうに思いますが、質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この一般備品購入費、パソコンを買っていくんだということなんですが、実際この購入の仕方なんですけども、随意契約とか指名競争入札とか一般競争入札とか基本どういう購入の仕方を考えておられるのか。

○委員長（岩永政則委員）

宮司課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

そちらにつきましても、今からどういうふうな契約にしていくかということについて

詰めていきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

契約については、いろいろ今役場でも問題になっておりますので、十分注意をされて後々問題にならないような取組をお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。いいですね。

質疑なしと認めます。

これで教育委員会の質疑を全部終わりました。お疲れ様でした。

それでは本日の委員会はこれにて散会いたします。

明日は9時半から一般会計補正予算の結審をまずしていきたいと思います。

どうぞよろしく願いをいたします。

（散会 14時33分）